

## 草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について（外務大臣宛て）

指摘の背景となった実施期間が2年超となっていたり未了となっていたりなどする事業に係る贈与額（支出） 6億0401万円

### 1 草の根・人間の安全保障無償資金協力の概要

外務省は、開発途上にある国又は地域の地方公共団体、N G O、教育・医療機関等（以下、これらを合わせて「事業実施機関」という。）が実施する比較的小規模なプロジェクトに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下、このうち地雷対策関連等の例外的なものを除いたものを「草の根無償」という。）を実施している。草の根無償は、1件当たりの贈与額が原則1000万円以下であり、在外公館が事業実施機関と贈与契約を締結し贈与契約締結日から1年以内に完了することとされている。

外務省が定めた「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」によれば、草の根無償の実施手順は、①事業実施機関からの申請書等の受領、②在外公館及び外務本省による申請書等の内容等の審査、③外務本省による承認、④在外公館と事業実施機関との贈与契約の締結、⑤贈与資金の支払等とされている。また、在外公館は、事業実施中に事業実施機関から中間報告書を提出させたり、事業実施現場に赴いたりするなどしてモニタリングを実施すること、事業の完了後に、事業実施機関から事業完了報告書（以下、「完了報告書」という。）の提出を受けるなどして、事業の完了や実施状況、贈与資金の実支出額、使途内訳等を確認することとされている。

### 2 本院の検査及び現地調査の結果

平成21年度から23年度までの間に12か国において実施した270件の草の根無償（贈与額（邦貨換算額。）計22億2838万余円）を対象として検査するとともに、このうち29件について現地調査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### （1）草の根無償の実施状況

検査した270件について、贈与契約締結日から事業実施機関が計画していた活動を完了させた日（以下「完了日」という。）までの期間（以下、この期間を「実施期間」という。）は、1年以内の事業が158件ある一方で、2年超の事業が19件及び贈与契約締結日から2年を経過しても未了の事業が22件（以下、これらを合わせて「未了等事業」という。）となっていた。未了等事業41件（贈与額計3億8252万余円）は事業の効果が長期にわたり発現していなかったものであり、中には、贈与契約締結日から4年を経過しても未了の事業が8件あった。

そこで、事業内容別に未了等事業41件の傾向を把握した上で、検査した270件について事業内容別の実施状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 未了等事業41件のうち施設整備を伴う事業が38件を占めていた。そして、270件を施設整備の有無と実施期間で整理すると、1年以内に事業が完了していた事業の割合が、施設整備を伴わない事業については全体の約71%であったのに、施設整備を伴う事業については約54%と低くなっていた。

イ 未了等事業41件のうち贈与額が800万円以上のものが37件を占めていた。そして、270件を贈与額と実施期間で整理すると、600万円未満の事業については未了等事業がなく1年以内に完了した事業の割合が75%であったのに、800万円以上の事業については1年以内に完了した事業が約54%と低くなっていた。

ウ 未了等事業41件のうち事業実施機関がN G Oの事業が22件、地方公共団体の事業が14件と両者で36件を占めていた。そして、270件を事業実施機関の性格と実施期間で整理すると、事業実施機関が地方公共団体の場合は、N G Oの場合に比べて、1年以内に事業が完了する割合が低く、未了等事業の割合がN G Oの場合の2倍以上となっていた。

## (2) 贈与資金の支払及び完了報告書の徴取

### ア 贈与資金の支払における金額の確認の状況

在外公館は事業実施機関への贈与資金の支払に当たり調達契約書又は見積書の金額を確認することとされていて、調達契約書を確認して支払う方法（以下「契約書払」という。）と見積書を確認して支払う方法（以下「見積書払」という。）がある。見積書払の場合は、見積書の徴取時期から期間が経過すると、物価や為替の変動により、事業費が贈与限度額を超過して事業の実施が困難となるおそれがある。また、見積書には事業の着手時期、履行期限等が具体的に定められておらず、贈与資金の支払に当たっては、事業の確実な実施を担保するために、事業実施国の商慣習等に特段の事情がない限り、契約書払を行うことが望ましい。未了等事業41件については、見積書払が37件と大半を占めていた。そして、検査した270件を、金額の確認方法と実施期間で整理すると、見積書払を行った事業が契約書払を行った事業より未了等事業となる割合が高くなっていた。また、見積書払を行っていた224件のうち見積書払の後に調達契約を締結していた147件を調達契約の締結時期別に分類すると、見積書払から1か月後までに調達契約が締結されていた事業は未了等事業となる割合が比較的低いが、見積書払から調達契約の締結までの期間が長くなるほど未了等事業となる割合が高くなる傾向があった。

### イ 事業実施機関からの完了報告書の徴取状況

外務省は、完了日以降速やかに事業実施期間から完了報告書が提出されることを想定しているが、贈与契約書では提出期限を具体的に示していない。完了報告書の提出日について、1か国を除く11か国の完了日が25年12月以前となっていた211件についてみると、完了日から6か月以内に提出されなかった事業が29件（贈与額計2億4140万余円）あった。そして、11か国全てにおいて完了日から完了報告書の提出までの期間が3か月を超えていた事業が見受けられたが、中でも3か国では、検査した事業の5割以上が3か月を超えていて、ほとんどがN G Oであった。この3か国の事業実施機関が完了報告書の提出に時間を要した理由は、完了報告書の修正に時間を要していたり、贈与資金に対する外部監査のための書類整理に時間を要していたりなどしたためであった。

## 3 本院が表示する意見

外務省において、草の根無償の事業が早期に完了して効果が早期に発現するとともに、完了報告書の提出の手続が適切にとられるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 在外公館に対して、これまでに実施した草の根無償について、施設整備の有無等の事業内容別の進捗の傾向を十分に把握して分析し、その分析の結果を踏まえて事業のモニタリングを行うよう指導すること

イ 在外公館に対して、見積書払を行う場合は、商慣習等の事情のある場合を除き、事業実施機関に調達契約の早期の締結に向けた働きかけを行うよう指導すること

ウ 在外公館に対して、事業実施機関の事業の管理能力に差があることを考慮して、事業実施機関に完了報告書の作成に必要な内容を周知するなど速やかに完了報告書の提出を受けられるようにするための働きかけを行うよう指導すること